平成２９年（フ）第８８２号
川崎市麻生区王禅寺東４丁目６番８号
破産者　岡本　孝之
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第８号
川崎市多摩区枡形５丁目20番10号　モンステラ枡形　201
破産者　玉屋　敬太
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
川崎市川崎区小田５丁目19番３号　桜荘202号室、住民票上の住所川崎市川崎区小田５丁目19番３号　桜荘
破産者　上地　伸男
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２号
長野市松代町西条3763番地10
破産者　田畑　雅彦
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８２号
名古屋市中川区清船町１丁目１番地の12　清船荘1406号
破産者　山下　大助
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０４号
名古屋市北区天道町５丁目30番地　ファミリアーレ城北706号
破産者　匠カーサービスこと　小島　和博
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０９号
愛知県半田市乙川稗田町65番地
破産者　杉浦　一好
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０２４号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字川畔104番地　メルベーユ川畔202号
破産者　毛利明日香
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０９８号
名古屋市中区大井町３番５号　ＭＫマンション神戸303号
破産者　小柳　勇男
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１７４号
名古屋市千種区下方町７丁目10番地の２　藤和覚王山ホームズ204号、従前の住所名古屋市千種区丸山町３丁目88番地　ライオンズマンション覚王山第３－302号
破産者　飯原　　遥
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３０号
名古屋市瑞穂区瑞穂通５丁目１番地　医療法人大仁会　高木病院、住民票上の住所名古屋市千種区日岡町３丁目１番地の２　シャルマン日岡102号　（従前の住所）名古屋市千種区仲田１丁目３番11号
破産者　ダイコーメディカルことメディカルニーズこと　長崎惣之助
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４３７号
大阪市都島区都島北通１丁目14番22号シャーメゾンヴァンダンジュ301号、開始決定時の住所大阪市都島区友渕町２丁目８番７－812号
破産者　倉地　律子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７７３号
大阪府寝屋川市新家２丁目７番15－３号、申立時の住所大阪府門真市三ツ島１丁目35番13－105号
破産者　松元　千聖（旧姓大塚）
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９０７号
大阪市東淀川区東淡路２丁目６番５号　ウエストハイツⅡ　203号
破産者　上田美佐子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１７号
大阪市鶴見区横堤５丁目13番41号　１Ｂ
破産者　前田　弘美
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９５号
大阪府豊中市庄内宝町１丁目４番22－402号
破産者　鹿野　　智
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８１０号
大阪府東大阪市上四条町20番７号
破産者　遠山　　昇
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部